

日本顔面神経学会
会員各位

平素より学会活動にご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、この度、日本顔面神経学会では、顔面神経麻痺診療の専門性を向上させ、顔面神経麻痺患者に良質な医療と医療機関の選択等に関する情報を提供することを目的として、日本顔面神経学会認定顔面神経麻痺相談医ならびに日本顔面神経学会認定顔面神経麻痺リハビリテーション指導士の認定制度を開始いたします。下記の概要ならびに規則・細則をご高覧いただき、奮ってご申請くださいますようお願い申し上げます。

本認定制度の概要は下記の通りです。また、認定制度の開始にあたり、初年度のみ移行措置期間を設けます。対象となる条件および申請時の必要書類が異なりますが、資格としては同じです。本認定制度の詳細は、規則・細則にてご確認ください。

日本顔面神経学会

記

■日本顔面神経学会認定顔面神経麻痺相談医

<条件>

- 1)基本領域専門医の資格を有する。
- 2)申請時に本学会の正会員であり、継続して3年以上の正会員歴を有する。
- 3)直近の会員期間の3年間に、2回以上本学会に参加し、1回以上の発表歴と筆頭著者として1編以上の学会誌（Facial Nerve Research Japan）への掲載論文を有する。
- 4)本学会が主催する顔面神経麻痺リハビリテーション技術講習会（以下講習会）を受講し、認定試験に合格している。

注1：本学会主催の講習会とは、令和3年に開催される第11回講習会以降が該当する。

<必要書類等>

令和3年度の申請期間：令和4年1月1日から令和4年2月28日【必着】

- 1)認定申請書
- 2)医師免許証、基本領域専門医認定証の写し
- 3)顔面神経麻痺リハビリテーション技術講習会（以下講習会）の認定試験合格証明書の写し
- 4)直近の3年間の学会員期間における2回以上の本学会参加証の写し
- 5)直近の3年間の学会員期間における本学会誌（Facial Nerve Research Japan）への筆頭著

者としての1編以上の掲載論文の写し

6)審査料(10,000円)の振り込み控えの写し

■日本顔面神経学会認定顔面神経麻痺相談医移行措置

<条件>

正会員医師のうち以下1)、2)の条件いずれかを満たす者の申請については移行措置を適用する。

1)直近の5年間の学会員期間において、筆頭著者として本学会誌(Facial Nerve Research Japan)への2編以上の掲載論文を有する。

2)前身の顔面神経研究会も含めて、直近の10年間の学会員期間において、本学会誌(Facial Nerve Research Japan)に共著も含めて7編以上の掲載論文を有する。

<必要書類等>

移行措置のための申請期間：令和4年1月1日から令和4年2月28日【必着】

1)認定申請書(移行措置期間)

2)医師免許証の写し

3)直近の5年間の学会員期間における本学会誌(Facial Nerve Research Japan)への筆頭著者としての2編以上の掲載論文の写し、または、前身の顔面神経研究会も含めて直近の10年間の学会員期間における本学会誌(Facial Nerve Research Japan)への共著含む7編以上の掲載論文の写し

4)審査料(10,000円)の振り込み控えの写し

なお、会長の経験もしくは名誉会員の資格を有する者で、相談医の認定を希望する者の申請においては1)のみとする。

■日本顔面神経学会認定顔面神経麻痺リハビリテーション指導士

<条件>

1)理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護師・はり師・きゅう師いずれかの資格を有する。

2)申請時に本学会の正会員であり、継続して3年以上の正会員歴を有する。

3)本学会が主催する顔面神経麻痺リハビリテーション技術講習会(以下講習会)を受講し、認定試験に合格している。

4)症例報告書を提出し、認定委員会により承認されている。

注1：本学会主催の講習会とは、令和3年に開催される第11回講習会以降が該当する。

<必要書類等>

令和3年度の申請期間：令和4年1月1日から令和4年2月28日【必着】

- 1)認定申請書
- 2)規則第5条第1項に定める資格を有していることを明らかにする資格証明書の写し
- 3)顔面神経麻痺リハビリテーション技術講習会（以下講習会）の認定試験合格証明書の写し
- 4)症例報告書
- 5)審査料（10,000円）の振り込み控えの写し

■日本顔面神経学会認定顔面神経麻痺リハビリテーション指導士移行措置

<条件>

正会員のうち以下1)、2)の条件いずれかを満たす者の申請については移行措置を適用する。

- 1)直近の5年間の学会員期間において、筆頭著者として本学会誌（Facial Nerve Research Japan）への1編以上の掲載論文を有する。
- 2)前身の顔面神経研究会も含めて、直近の10年間の学会員期間において、本学会誌（Facial Nerve Research Japan）に共著も含めて5編以上の掲載論文を有する。

<必要書類等>

移行措置のための申請期間：令和4年1月1日から令和4年2月28日【必着】

- 1)認定申請書（移行措置期間）
- 2)規則第5条第1項に定める資格を有していることを明らかにする資格証明書の写し
- 3)直近の5年間の学会員期間における本学会誌（Facial Nerve Research Japan）への筆頭著者としての1編以上の掲載論文の写し、または、前身の顔面神経研究会も含めて直近の10年間の学会員期間における本学会誌（Facial Nerve Research Japan）への共著含む5編以上の掲載論文の写し
- 4)審査料（10,000円）の振り込み控えの写し

※必要書類のうち、『認定申請書』および『認定申請書（移行措置期間）』、『症例報告書』と、審査料の振込先、申請書類の送付先については、11月末までに学会ホームページ上で配布します。

なお、申請書類に掲載論文の控えが含まれますが、事務局では掲載論文や掲載号確認等のお問い合わせにはお答えできませんので、お手元に過去の学会誌がない場合には、オンライン版（<https://jsfnr.org/journal/backnumber.html>）をご購入いただく等、ご自身でご用意くださいますようお願い申し上げます。また、本学会参加証の写しにつきましても、事務局ではご用意することができませんので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

以上